

特定抗争指定暴力団等の指定について

岡山市内で発生した指定暴力団六代目山口組及び神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる拳銃使用殺人未遂事件の発生を受け、島根県公安委員会は、令和2年7月7日から、両組織を特定抗争指定暴力団等として指定し『松江市』を警戒区域としています。

この度、両組織が依然として対立抗争状態にあると認め、両組織に対する特定抗争指定暴力団等としての指定を令和5年4月6日まで延長することとしました。

警戒区域における禁止行為等

島根県の警戒区域 松江市

警戒区域内での禁止行為

- 事務所を新たに新設すること
- 対立組員に対するつきまといや住居又は事務所付近のうろつき
- 多数で集合する
- 対立組織の縄張りで威力を示す



警戒区域内の事務所への立入禁止

- 特定抗争指定暴力団員又は要求や依頼を受けた者は警戒区域内の事務所への「立ち入り」又は、「とどまって」はならない

暴力団が最も恐れるのは「暴力団の存在を絶対に許さない」という県民の揺るぎない意志と勇気です。暴力団に関する情報を知ったときは警察への情報提供をお願いします。



- 暴力団追放「三ない運動+1」
- 暴力団を利用しない
- 暴力団を恐れぬ
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団と交際しない

島根県警察本部